

(案)

令和 3 年 4 月 日

三木町

町 長 伊 藤 良 春 様

三木町教育委員会

教育長 森 正 彦 様

三木町就学前の子どもの教育・保育のあり方検討委員会

委員長 津山 勝義

三木町就学前の子どもの教育・保育のあり方について

(答申)

令和 2 年 1 月 23 日付け令元発三第 11674 号で諮問のあった標記について、令和 2 年 7 月 7 日付け中間答申後、本検討委員会において継続審議した結果、別添のとおり答申します。

三木町就学前の子どもの教育・保育のあり方について
【公立幼児教育・保育施設の再編について】

【答申】

令和3年4月 日

三木町就学前の子どもの教育・保育のあり方検討委員会

目次

1	はじめに	1
2	子どもをめぐる現状	2
	(1)総人口の推移	2
	(2)年齢3区分人口の推移	2
	(3)幼児教育・保育施設の利用状況	3
	(4)令和3年度当初利用申込数及び年齢内訳	4
3	幼稚園・保育所の現状と課題	4
	(1)公立幼稚園・認可保育所等の利用者数	4
	(2)第2期子ども・子育て支援事業計画に基づく 教育・保育の需要見込み量	5
	(3)校区ごとの保育施設等の利用状況	5
	(4)公立幼稚園における預かり保育の利用状況	6
	(5)公共施設個別施設計画との整合性	6
4	今後の幼児教育・保育のあり方	7
	(1)目指すべき将来像	7
	(2)対応すべき課題	7
	(3)課題に応え目指すべき姿を実現するための方策	9
5	施設整備の具体的な構想	11
	(1)既存施設を活用した分園式認定こども園	12
	(2)公立幼稚園・保育所の統合・再編	13
6	就学前教育・保育施設の再編に対する留意事項	14
7	資料編	16

1 はじめに

急激な少子化が進展しているなか、核家族化、女性の社会進出などによる保育ニーズの急増、また、令和元年 10 月からの幼児教育・保育の無償化の実施などにより三木町の保育所では待機児童が発生するなど、子どもを取り巻く環境は大きく変化してきており、就学前に受ける教育・保育は、子どもが心身ともに健やかに成長する大切な機会であることから、社会の変化に応じた環境整備が必要となってきた。

一方、新型コロナウイルス感染症収束への長期化が懸念されるなか、経済活動など先行き不透明なことによる更なる少子化の進展が予想されるなど、教育・保育の観点から見ると、育ちの段階に応じた適正な集団の規模が確保できないことによる質の低下が懸念される。また、運営の観点からみても、幼稚園の園児数の減少が今後も続く場合、運営が著しく非効率なものとなることが危惧される。

本検討委員会では、現状と課題を整理・分析し、今後目指すべき方向や具体的な方策等について 4 回の検討を重ねるなかで、喫緊の課題である待機児童対策では、既存施設を有効活用した取組として、昨年 7 月に一旦中間の答申を行った。その後、施設の立地条件や保護者ニーズも踏まえつつ将来を見据えた施設規模や施設数について引き続き検討を重ねたが、その過程においてコロナ禍の社会情勢は著しく変化し、令和 3 年度当初利用申込数の減少など、中間答申時とは違う状況となっていることを認識せざるを得ない状況下での検討となった。

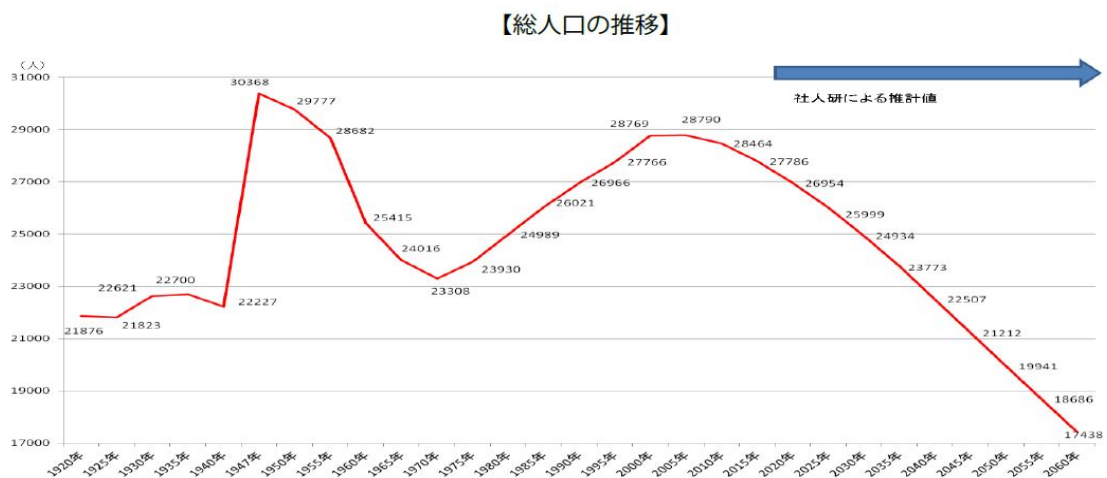
全 7 回の検討経過では、委員より様々な意見があるなか、「子どもたちの未来にとって、よりよい教育・保育の推進」を第一に本答申の取りまとめを行った。

次代を担う子どもたちのため、三木町における幼児教育・保育の充実がより一層図られることを願い、ここに答申する。

2 子どもをめぐる現状

(1) 総人口の推移

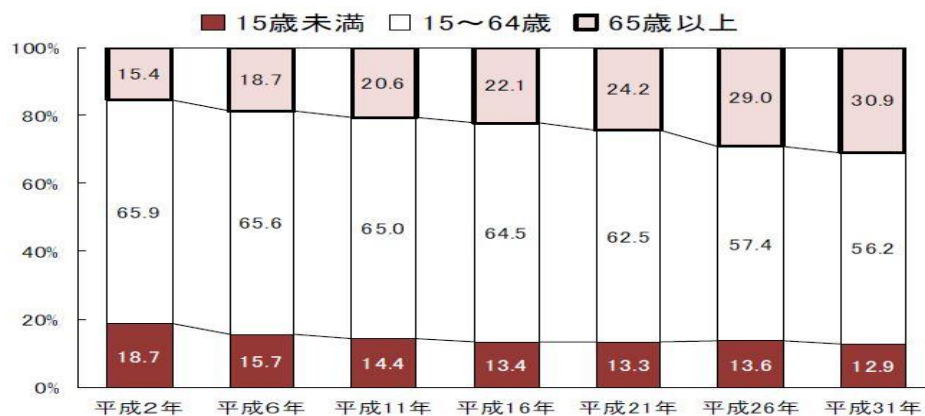
総人口の推移については、戦後、人口が急増し、1947年から1970年までの高度経済成長期に人口が一時的に大きく減少した。その後、2005年(平成17年)にかけて大きく増加したものの、同年の28,790人をピークに、以降人口減少が続いている。



出典：国勢調査、社人研推計

(2) 年齢3区分人口の推移

年齢3区分人口の推移については、15歳未満の割合はなだらかに減少しているが、65歳以上の割合は大きく増加しており、少子高齢化が進んでいることがうかがえる。



各年4月1日現在

資料：住民基本台帳

(3) 幼児教育・保育施設の利用状況

就学前児童の保育施設等利用状況については、令和2年12月1日時点における施設等利用率は81%となっており、子どもの人口は減少傾向にあるものの、施設等利用率は上昇傾向にあり、特に0歳児から2歳児にかけての利用率が上昇しており、利用ニーズが高いことがわかる。

●就学前児童の保育施設等利用状況について（令和2年12月1日時点）

(単位：人)

施設区分		利用定員	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計	
幼稚園	(公立) ししの子幼稚園	160				45	32	43	120	225
	(公立) 氷上幼稚園	80				21	20	26	67	
	(公立) 白山幼稚園	80				12	9	8	29	
	(公立) 田中幼稚園	80				3	4	2	9	
	あおば幼稚園	160 (町外舎)			17	25	29	29	100	
保育所	(公立) 神山保育所	60	7	15	11	19	12	13	77	688
	(公立) 下高岡保育所	60	5	11	13	14	13	17	73	
	平井保育園	80	5	10	12	14	12	15	68	
	氷上保育所	120	18	24	25	29	25	26	147	
	長覚寺保育所	90	10	14	17	17	17	19	94	
	砂入保育園	90	8	18	18	13	13	16	86	
	大宮保育園	90	12	10	19	21	25	21	108	
小規模保育・事業所内保育	(公立) ししの子保育所	19	2	9	10				21	688
	いちご保育園	15	0	8	6				14	
町外保育所・幼稚園(広域利用)			0	0	1	3	8	8	20	47
あおば幼稚園ひよこの園(認可外保育施設)			1	8	5				14	
企業主導型保育施設			2	4	3	1	2	1	13	
合計 ①		1,024	70	131	157	237	221	244	1,060	

（単位：人）

住民基本台帳人口（令和2年11月末時点）② ※学年制に合わせて抽出	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
	175	197	219	242	223	247	1,303

（単位：人）

保育施設等利用率 ①÷②	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
	40%	66%	72%	98%	99%	99%	81%

（単位：%）

【参考】平成29年5月1日保育施設等利用率	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
	20%	56%	63%	97%	98%	99%	74%

（単位：%）

(4) 令和3年度当初利用申込数及び年齢内訳

公立幼稚園の利用申込は、定員より申込数が少ないが、認可保育所の利用申込は、申込数が定員を上回っており、依然としてニーズが高い状況となっている。また申込総数については、幼稚園・保育所ともに昨年度と比較して減少している。

●令和3年度当初利用申込数及び年齢内訳（令和2年12月1日時点）

（単位：人）

種別	定員	総数 《新規申込数＋ 在園児》	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
幼稚園 ※公立のみ	400	206 (223) 《新規60＋ 在園児146》				55 (80)	84 (66)	67 (77)
保育所 ※認可のみ (公立＋私立 ＋事業所等)	624	650 (700) 《新規116＋ 在園児534》				117 (136)	120 (121)	119 (127)

※各人数ごとの下段括弧内の数値は前年度の人数

3 幼稚園・保育所の現状と課題

(1) 公立幼稚園・認可保育所等の利用者数

公立幼稚園の入園児童数は年々減少傾向にある一方で、認可保育所等の入所児童数については、減少傾向にあるものの定員に対して入所児童数が上回っている定員超過の状況が続いており、公立幼稚園と認可保育所等における利用児童数のアンバランスな状況が生じている。

●入園・入所児童数の推移

（単位：人）

施設名		定員	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度見込み
幼稚園	しの子幼稚園（平成30年度に統合）	160	116	107	121	110
	田中幼稚園	80	17	10	10	12
	氷上幼稚園	80	76	67	66	56
	白山幼稚園	80	32	26	26	28
	合 計	400	241	210	223	206
保育所等	公立保育所（3か所）	139	170	179	171	155
	私立保育所（5か所）	470	536	530	503	470
	事業所保育等（広域入所含む）	15	14	24	29	25
	合 計	624	720	733	703	650

※幼稚園は5月1日時点、保育所は年度末時点。ただし、保育所の令和2年度は12月1日時点である。

※私立幼稚園の児童数は含んでいない。

(2) 第2期子ども・子育て支援事業計画に基づく教育・保育の需要見込み量

幼稚園及び保育所における今後の教育・保育の需要見込み量については、令和6年度にかけて、全体的に減少傾向にあるものの、保育所においては依然としてニーズの高い状況が続くと見込んでいる。

●第2期子ども・子育て支援事業計画に基づく教育・保育の需要見込み量

(単位：人)

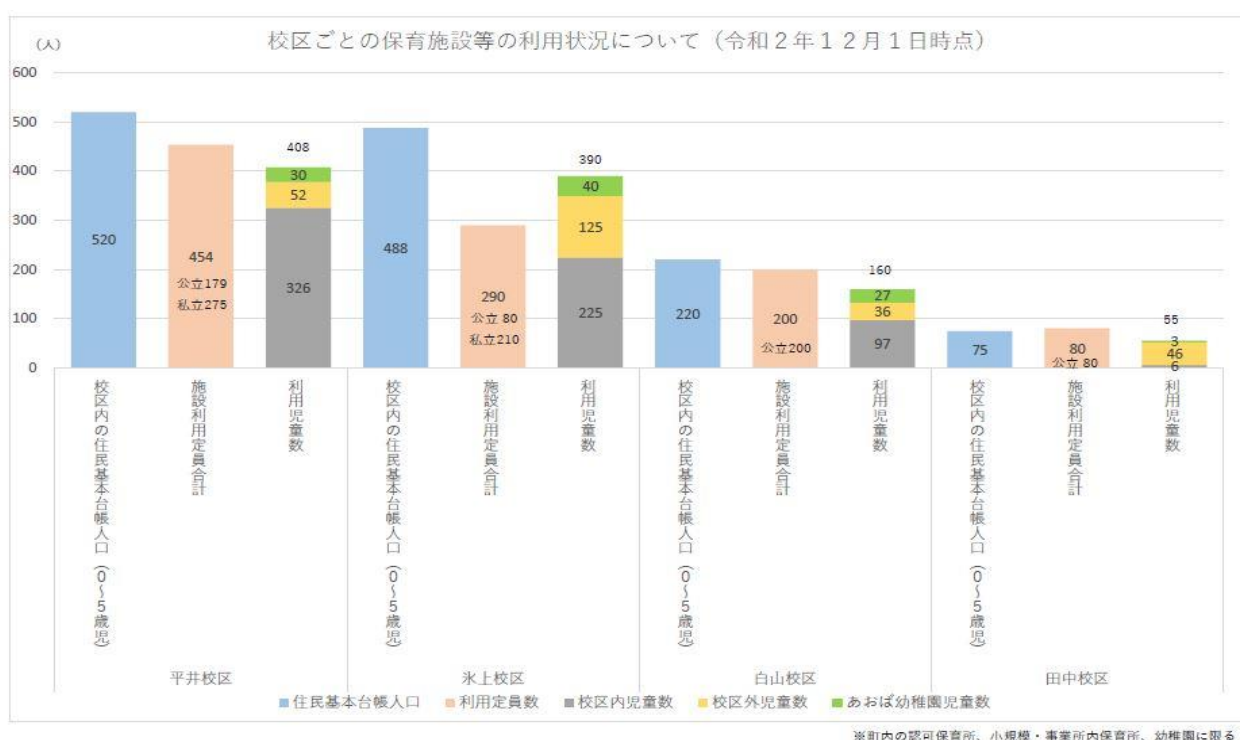
種 別	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
幼稚園・認定こども園	269	266	272	264	259
保育所・認定こども園	806	794	789	771	758

(注1) 第2期子ども・子育て支援事業計画の計画期間は5か年（令和2年度から令和6年度まで）

(注2) 上記の見込み量は、アンケート調査の結果に基づくものであり、利用申込時とは乖離する場合がある。

(3) 校区ごとの保育施設等の利用状況

平井校区においては、校区内にある保育施設等を利用する児童の割合が高く、校区内の児童数に対して受け皿となる施設がバランス良く整備されているが、平井校区以外の校区においては、校区内にある施設を利用している児童数が少なくなっており、校区間においても受け皿となる施設整備にアンバランスな状況が生じている。



(4) 公立幼稚園における預かり保育の利用状況

公立幼稚園で実施している預かり保育の登録状況と利用者の一日当たりの平均数から、公立幼稚園全体の在籍数のうち半数以上が預かり登録をしており、各園によって登録数や利用状況に違いはあるものの、幼稚園を利用する保護者の多くは、幼児教育と保育時間の両方を求める傾向にあると考えられる。

●公立幼稚園における預かり保育の利用状況について(令和2年9月30日時点)

(単位:人)

施設	在籍数	預かり登録		預かり利用者の1日当たりの平均		
		無償	有償	早朝のみ (7:30~8:30)	教育時間終了後のみ (14:30~18:30)	両方 (早朝及び時間終了後)
しの子幼稚園	121	61	25	2	24	31
田中幼稚園	8	6	0	1	4	1
氷上幼稚園	68	22	4	2	10	8
白山幼稚園	29	9	4	1	5	2
合 計	226	98	33	6	43	42

(5) 公共施設個別施設計画との整合性

現在、町内に整備されている既存公共施設の効率的な管理運用に向けて令和2年3月に策定された「三木町公共施設個別施設計画」において、公立の幼稚園・保育所については、現時点で大規模な修繕の必要はなく、引き続き安心安全面を考慮し、効率的かつ効果的な維持修繕を行いながら、少子化の進展に応じて、認定こども園化を含めた統廃合や再編等を検討する方針であることから、今後のあり方については計画との整合性について考慮する必要がある。

4 今後の幼児教育・保育のあり方

(1) 目指すべき将来像

三木町に暮らす子どもの誰もが、保護者の就労状況や家庭の環境にかかわらず、安心して過ごせる日中活動の場が確保され、同年代の子どもたちとの関わりのなかで、共に遊び、育ち合い、学び合うことのできる環境が整備されることが、現状と課題から見えてきた目指したい将来像である。

そのためには、保護者が就労している子どもたちも確実に保育の場が提供されること、それぞれの教育・保育の場において、子どもの育ちに必要な集団の規模が確保されることが求められる。

この将来像の実現を第一とし、少子化、保護者ニーズの変化、幼児教育・保育の無償化など、社会情勢の変化に応じた新たな取組が必要である。

(2) 対応すべき課題

(ア)待機児童の解消

三木町では、令和元年、令和 2 年と保育所において待機児童が発生しており、特に 0 歳児から 2 歳児については増加する保育ニーズに対応できていない状況である。

しかしながら、既存の保育施設の利用定員をこれ以上拡大することは困難な状況であることから何らかの手段を講じる必要があり、施設間や地域的な偏りがみられるなか、前記 2 - (4) ように保育ニーズの急速な減少が続くことも推察されることから、中長期的な子どもの数の減少も考慮し、かつ地域の状況を踏まえつつ適切な取組が求められる。

(イ)将来的な子どもの数の推移を見据えた集団規模の確保

「三木町立幼稚園要綱」では、3歳児の集団規模は20人、4・5歳児の集団規模は30人とすることを基本としているが、人口減少が続く地域の幼稚園では、この規模を確保できていない状況である。

将来的には、少子化の更なる進展により、各幼稚園の集団規模の小規模化が見込まれるなか、地域別の子どもの推移を見据えた集団規模の確保が課題となる。

(ウ)質の高い保育人材の確保と離職防止

就学前施設においては、受入れ施設の確保以上に、それに携わる人材の確保が全国的にも課題となっており、三木町においても同様な状況である。

よりよい幼児教育・保育を実現するためには不可欠となる質の高い保育人材を継続的かつ安定的に確保する必要があり、人材確保策の実施と経験ある人材の離職防止策の取り組みが重要な課題である。

(エ)効果的・効率的な施設体制

教育・保育施設の老朽化への対応や保育所の利用児童数の増加に伴う遊戯室を保育室としての活用実態、児童用便器の慢性的な不足、また、氷上幼稚園や保育所では児童が伸び伸び過ごすスペースを十分に確保しづらい園庭となっているなど、子どもの育ちに向けたよりよい環境整備に向け、限られた資源を効果的・効率的に活用できる施設体制の検討が必要である。

(3) 課題に応え目指すべき姿を実現するための方策

(ア) 幼稚園の再編・統合と認定こども園への移行

小学校区ごとに設置されている公立幼稚園については、小学校への連携・交流活動など、その活動は保護者から評価されている一方で、幼稚園の就園率は低下し、幼稚園では園児数が利用定員を下回る状況が続いている。

幼稚園においても預かり保育を平成 22 年度から段階的に実施するなど、ニーズに応じた取組を行っているものの、利用しづらさといった意見もあり、就労している保護者ニーズに合わなくなってきているのも要因の一つとも考えられる。将来的な子どもの数の減少を考慮すると、現在の幼稚園では、適正な集団規模の確保が更に困難になることが見込まれる。

こうした状況に対応するため、公立幼稚園については、再編や統合を検討し、認定こども園化を推進することが妥当な方策と考える。

これにより、保育ニーズが高い 0 歳児から 2 歳児の保育利用定員を増加させ、従来幼稚園が対象としてきた 3 歳児から 5 歳児の教育利用についても引き続き対応することが可能となる。

なお、認定こども園化を推進する場合、私立幼稚園・保育所の関係性も考慮しながら進めていく必要がある。

(イ) 就学前施設の再編・統合

将来的な子どもの減少を見据え、発達段階に応じた集団生活に必要な集団規模を確保するため、特に子どもの人口が減少している地域の施設の再編・統合が求められる。

再編・統合にあたっては、子どもを送迎する保護者の施設アクセスへの配慮が必要であるなか、小学校区別に新たな施設を確保することは困難である

ことから、小学校への進学にあたっては、同じ就学前施設から進学する仲間集団を作ることができるような配慮が求められる。

就学前施設の再編・統合は、地域住民の関心が高く、地域の将来に与える影響も大きいと考えられるため、実施に際しては、将来の見通しと子どもにとってよりよい教育・保育の環境確保について、保護者・地域に十分な説明を行う必要がある。

また、私立幼稚園・保育所については、安定した経営基盤が確保されることが運営上必要であることから、公立施設と私立施設で過度の競合が生まれないよう、将来的には利用定員数を調整していく必要がある。

(ウ)施設休園基準の設定

幼児教育・保育においては、人と関わる力を育むにあたり、集団による遊びの楽しさを味わうことや、同年代の友だちとの遊びのなかで、折り合いをつけるといった体験を通じて、主体性や社会的態度を身につけていくことが大切とされている。子ども同士が相互に影響し合い、一人ひとりの子どもが発達段階に応じた必要な経験を得られる環境を整えるためには、最低限確保すべき集団規模があると考ええる。

本答申では、「三木町幼稚園要綱」による適正な集団規模による考え方を引き継ぎつつ、施設の休園基準となる集団規模を5人程度を下限として設定することを提案するものである。

ただし、この下限を下回った時点で即時休園とするものでなく、地域の実情や代替施設の確保などの総合的に考慮し判断していく必要がある。

5 施設整備の具体的な構想

幼児教育・保育のあり方は、よりよい子育て環境の提供を実現するため、認定こども園は、人口減少が見込まれるなか、待機児童の解消や幼児教育・保育の無償化にともなう保育ニーズの増加に対応できるだけでなく、すべての子育て家庭を対象とした子育て不安に対応した相談活動や親子の集いの場となる地域としての子育て機能も有しており、就学前の教育・保育ニーズに対応する新たな選択肢となるものである。このため、中長期視点により、幼稚園及び保育所の再編・統合による認定こども園化を計画的に進めていく必要がある。

本検討委員会では、喫緊の課題である待機児童への対策を講じつつ、公立施設を再編する新たな施設整備の構想や年次計画を策定し、保護者・地域に十分な説明を行うための期間を確保しながら、計画的・段階的に進める構想を示すものである。

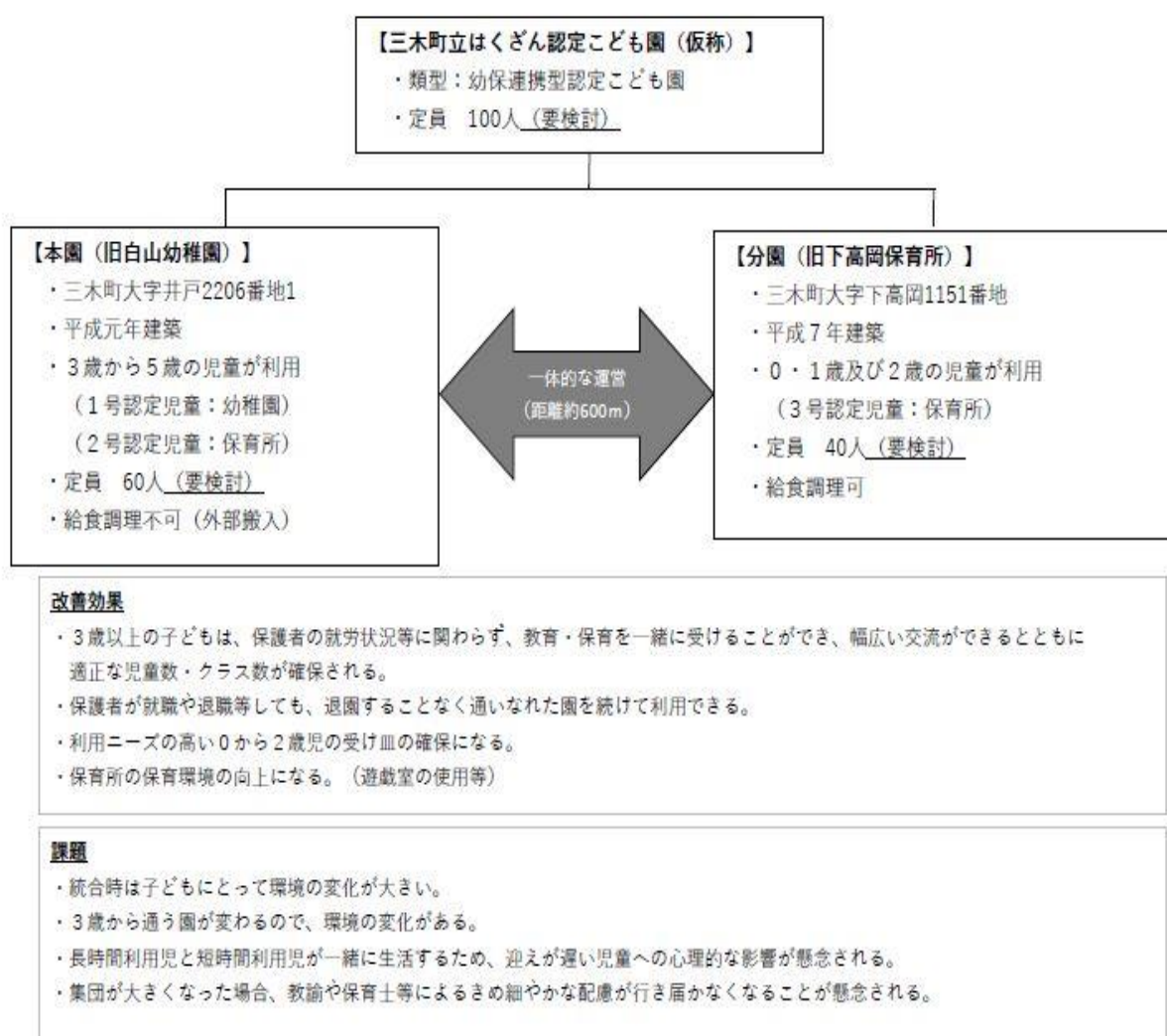
しかしながら、コロナ禍による背景を一要因とした出生者数の更なる減少傾向など、「第2期子ども・子育て支援事業計画」の需要見込み量に基づく判断が今後においても適正かどうか、慎重に見極めつつ、一日も早い子どもたちの健やかな育ちへの環境整備が必要であると考ええる。

この場合、保護者・地域に十分な説明を行う期間を確保し、計画的に進めることを前提に、次の（1）に示す構想を経ず認定こども園化を進めていくことも選択肢の一つとして提案するものである。

(1) 既存施設を活用した分園式認定こども園

既存施設の白山幼稚園と下高岡保育所の両施設間距離が約 600 メートルと隣接していることや、既にお互いに交流活動があることから、分園式認定こども園へと再編することによって、ニーズの高い 0 歳児から 2 歳児の受け皿の拡充と同時に両施設間での効率的な職員配置を可能とするなど、それぞれの施設が持つ課題の一体的な解決と待機児童対策への有効な手法となると考える。

●分園式認定こども園のイメージ等



(2) 公立幼稚園・保育所の統合・再編

本町の課題となっている公立幼稚園と認可保育所における利用児童数偏在化や校区ごとによって受け皿となる施設整備のアンバランスな状況、また、児童数について今後緩やかな減少傾向にあるものの、依然として保育所の利用ニーズが高い状況が続く見込みであること等を考慮しつつ、適正な教育・保育が実施できる集団規模の確保と小学校との連携体制の構築のもと、ししの子幼稚園（ししの子保育所含む）以外の公立幼稚園及び保育所の統合・再編により、新たな認定こども園の整備し、公立認定こども園を施設とする体制を提案する。

公立幼稚園・保育所再編イメージ

項 目		．．．	準備年度 (開所の4年前)	準備年度 (開所の3年前)	準備年度 (開所の2年前)	準備年度 (開所の1年前)	新設認定こども園 開所年度	
施設	既設	ししの子幼稚園 ・保育所	幼稚園及び保育所（小規模）を継続 ※認定こども園へ移行の検討					
		田中幼稚園	個々に幼稚園を継続 ※ただし、田中幼の人数が仮に5人以下になる場合は、休園も検討					新設認定こども園 (幼保連携型)
		氷上幼稚園	幼稚園					
		白山幼稚園						
		下高岡保育所	保育所	既設分園式認定こども園へ移行（幼保連携型）				
		神山保育所		保育所を継続				

※保護者の経済的負担の軽減・移行への理解醸成のため、十分な移行期間を確保する。

6 就学前教育・保育施設の再編に対する留意事項

認定こども園への再編にあたっては、以下の事項に十分留意しながら進めることを求めるものである。

- (1) 認定こども園教育・保育要領に基づくカリキュラム等の作成にあたっては、調査・研究費等の予算を確保し、幼稚園教諭、保育士といった現場職員を含め十分な議論を行うこと。
- (2) 認定こども園への移行は、これまでの長い歴史を持った就学前の子どもの形態を変えることとなるため、より効果的な手法により、保護者等からの意見を聴取できる機会を設けるべきであり、また、施設の利用形態の変化に伴う送迎時の交通事情など、地域住民に対しても十分な合意形成が図られるよう周知に努めること。
- (3) これまで培われた公立施設における教育・保育の成果を生かし、また、伝統を継承しつつも、より質の高い教育・保育を全ての子どもに提供できるよう職員の資質向上や体制整備を図ること。さらに、特別な支援を必要とする子どもたちや配慮を必要とする子どもたちへの支援については、適切な環境のもと、積極的かつ継続的に取り組むこと。
- (4) 今後も多様化することが予想される保護者のニーズを的確に把握し、真に必要とされる保育サービス等の提供に努めるとともに、さらなる子育て支援の充実に取り組むこと。また、施設を統合し認定こども園へ移行することによる効果を生かし、職員配置等にも留意しながら待機児童の解消に努めること。
- (5) これまで、三木町では、公立施設と私立施設が互いの良さを理解し、切磋琢磨しながら高め合って子どもの教育・保育を担ってきたという歴史が

ある。公立施設の認定こども園への移行にあたっては、引き続き、公立・私立施設の適切な役割分担の下で、それぞれの施設の特色を最大限生かすとともに、それぞれが個性を大切にし、共により良い教育・保育が提供できる体制となるよう地域の実情やバランスを考慮しながら再編を進めること。

- (6) 認定こども園への移行に際しては、小1プロブレムの解消のため、卒園後に進学する各小学校との連携体制を構築し、幼児教育・保育環境から小学校教育へとスムーズな移行が図られるよう交流事業等を実施し、円滑な接続に努めること。

7 資料編

(1) 三木町就学前の子どもの教育・保育のあり方検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 三木町における町立の就学前施設の規模や配置をはじめとする教育・保育のあり方について調査及び検討し、就学前の子どもの教育・保育の環境整備及び子育て支援の充実を図るため、三木町就学前の子どもの教育・保育のあり方検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を調査及び検討し、その結果を町長に報告する。

- (1) 就学前の子どもの教育、保育等の総合的な提供の推進に関すること。
- (2) 教育・保育内容を踏まえた町立幼稚園及び町立保育所のあり方に関すること。
- (3) その他町長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 就学前の子どもの教育・保育及び子育て支援に関し学識経験を有する者
- (2) 就学前施設の保護者の代表者
- (3) 就学前の子どもの教育・保育及び子育て支援に関する事業に従事する者
- (4) 前各号に掲げる者のほか、町長が認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第1条に規定する目的を達成する日までとする。

2 委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長をそれぞれ1人置く。

2 委員長は委員の互選により選任し、副委員長は委員長が指名する。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が召集し、その議長となる。ただし、最初に開催される会議は町長が召集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員長は、特に必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

4 前項に基づく会議の出席した委員には、予算で定めるところにより報償費を支給する。

5 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、こども課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

(2) 三木町就学前の子どもの教育・保育のあり方検討委員会委員名簿

【令和元年度委員名簿】

(敬称略)

区 分	所 属	氏 名	役 職 等
就学前の子どもの教育・保育及び子育て支援に関し学識経験者を有する者	香川大学教育学部教授	津 山 勝 義	香川大学教職大学院特命教授 元玉藻中学校長
	三木町教育委員代表	阿 野 秋 子	元松尾小学校長
	元三木町教育支援委員会会長	杉 山 恵 子	元平井小学校長
	民生児童委員代表	石 濱 敏 男	主任児童委員 子ども・子育て会議会長
就学前施設の保護者の代表者	三木町PTA協議会会長	植 田 真 次	白山小PTA会長
	公立幼稚園PTA代表	鯛 谷 聖 玲 菜	白山幼PTA会長
	私立幼稚園PTA代表	鎌 田 亜 紀	あおば幼PTA役員
	私立保育所保護者代表	安 原 圭 子	長覚寺保育所
就学前の子どもの教育・保育及び子育て支援に関する事業に従事する者	学校長代表	白 井 敬 根	平井小学校長
	公立幼稚園代表	宮 武 尚 美	田中幼稚園長
	私立幼稚園代表	吉 原 照 代	あおば幼稚園長
	公立保育所代表	久 米 美 佳	神山保育所長
	私立保育所代表	高 松 和 範	長覚寺保育所長
	三木町教育総務課	馬 場 正 光	課長
事務局	三木町まんでがん子ども課	美 馬 一 生	課長
		塩 津 利 幸	課長補佐
		道 官 丈 晴	副主幹
		内 田 博 子	利用者支援専門員
	三木町立保育所	大 下 実 幸	ししの子保育所長
		安 西 美 香	下高岡保育所長

【令和2年度委員名簿】

(敬称略)

区 分	所 属	氏 名	役 職 等
就学前の子どもの教育・保育及び子育て支援に関し学識経験者を有する者	香川大学教育学部教授	津 山 勝 義	香川大学教職大学院特命教授 元玉藻中学校長
	三木町教育委員代表	阿 野 秋 子	元松尾小学校長
	元三木町教育支援委員会会長	杉 山 恵 子	元平井小学校長
	民生児童委員代表	石 濱 敏 男	主任児童委員 子ども・子育て会議会長
就学前施設の保護者の代表者	三木町PTA協議会会長	大 森 智 秋	平井小PTA会長
	公立幼稚園PTA代表	松 隈 由 可	田中幼PTA会長
	私立幼稚園PTA代表	上 岡 佳 代	あおば幼PTA役員
	私立保育所保護者代表	林 映 里	長覚寺保育所
就学前の子どもの教育・保育及び子育て支援に関する事業に従事する者	学校長代表	山 地 茂 之	平井小学校長
	公立幼稚園代表	穴 吹 直 子	白山幼稚園長
	私立幼稚園代表	吉 原 照 代	あおば幼稚園長
	公立保育所代表	久 米 美 佳	神山保育所長
	私立保育所代表	高 松 和 範	長覚寺保育所長
	三木町教育総務課	馬 場 正 光	課長
事務局	三木町こども課	美 馬 一 生	課長
		塩 津 利 幸	課長補佐
		宮 武 尚 美	副主幹
		道 官 丈 晴	副主幹
		内 田 博 子	利用者支援専門員
	三木町立保育所	大 下 実 幸	ししの子保育所長
		安 西 美 香	下高岡保育所長

(3) 三木町就学前の子どもの教育・保育のあり方検討委員会検討経過

開催日	検討内容
第1回 令和2年1月23日	・三木町就学前の子どもの教育・保育のあり方検討委員会の設置等について ・三木町立幼稚園・保育所の現状について
第2回 令和2年2月19日	・町内公立幼稚園・保育所及び町外認定こども園の現地視察について ※白山幼稚園・下高岡保育所・高松市香南こども園
第3回 令和2年3月30日	・今後の待機児童対策について
第4回 令和2年6月23日	・中間答申（案）について
令和2年7月7日	・中間答申
第5回 令和2年9月25日	・田中幼稚園・神山保育所の現地視察について ・中間答申を受けての町の再編検討状況について
第6回 令和2年12月16日	・再編具体案の検討について
第7回 令和3年3月30日	・最終答申（案）の検討
	・最終答申

(4) 中間答申（令和2年7月7日答申）

1 現状から見える課題

(1) 児童数の偏在化と待機児童

女性の社会進出、核家族化の進展など、子どもを取り巻く環境の変化に伴い保護者ニーズも大きく変化してきているなか、幼稚園と保育所それぞれの園児数の偏在化が顕著になってきている。

現在、公立幼稚園は小学校区ごとに4施設が設置されているなか、田中幼稚園及び白山幼稚園においては、それぞれの小学校区内に住所を有する児童数減少の影響もあり、年々在園児数は減少し、幼稚園活動において、集団としての一定規模を確保することが困難な状況になってきている。

一方、公立保育所は小規模保育所を含め3施設を設置し、その他認可保育所として私立保育所5施設と事業所内保育所1施設との連携体制のもと、9施設体制で保育需要に対応しているなか、近年の保育ニーズの高まりを受け、各保育所とも定員を大幅に上回る児童を受け入れており、施設規模や保育士不足といった双方の課題から、入所を希望する全ての児童を受け入れることが困難となり、昨年10月には本町では初めて待機児童が発生している。

このため、今後もしばらくは増加が予想される保育ニーズに対し、幼稚園と保育所の園児数の偏在化の解消に努めるとともに、総合的な観点から受入体制の対策を講じていく必要があるなか、喫緊の課題としての待機児童対策が早期に必要であると推察される。

(2) 施設の現状

しの子幼稚園を除く公立3か所の幼稚園は昭和56年から平成元年度にかけて順次建築されており、建築後約30年を経過しつつも、適宜、改修を実施して

きていることから今後も十分に利用できる施設であるが、受入れ児童数の減少が続く幼稚園においては、教室や遊戯室などの面積に対し、余裕部分が多く見られる状況がある。

一方、公立2か所の神山保育所は平成5年、下高岡保育所は平成7年にそれぞれ建築されており、公立幼稚園より建築経過年数は短く、比較的新しい施設であるが、両施設とも、設計時の児童定員数を40人程度とした施設規模としていることから、近年は70人を超える受入れ児童に対応するため、本来、入所式や修了式、また発表会などに使用する遊戯室を常時保育室として使用し、また、児童用便器の慢性的な不足など、早急な施設改修を行うなど保育環境の改善が望まれる。

また、神山保育所においては、主要幹線からのアクセス道路は整備されているものの、山間部に立地していることから、就労している保護者の毎日の送迎にも少なからず影響を与えていると推察される。

(3) 職員

幼稚園教諭及び保育士の配置は、受入れ児童数の決定に対し重要な要因の一つであるが、国の要件を満たす人員を安定的かつ継続的に配置していくことは、近年の人材不足により苦慮している状況が見られる。

このため、将来を見据えつつ、職員の適正な配置について検討する必要がある。

(4) 予算措置

少子化の進行現状を見据えた将来ビジョンに基づく適正な施設数や整備時期などを検討し、限られた予算のなかで、計画的な予算措置が必要である。

2 中期展望による幼児教育・保育のあり方について

諮問理由にあるように、就学前の子どもに対する幼児教育・保育は、子どもた

ちが健やかに育つ過程において、人格形成の基礎を培う重要な時期である。

長期的には、人口減少に連動するように子どもの数も減少し、保育ニーズもいずれは減少していくものと予想されるが、女性の就労率の増加、核家族化の一層の進展、また、昨年 10 月から実施された「幼児教育・保育の無償化」などを背景に、今後もしばらくは保育ニーズの高まりが続くものと予想される。

このような中、幼稚園と保育所では、一部の幼稚園では園児数は大きく減少し、定員の半分にも満たさず「幼稚園設置基準（昭和 31 年文部省令第 32 号）」に示されている 1 学級あたり 35 人以下を大幅に下回っている現状もあり、近い将来、幼稚園単独での運営が困難になることも想定される。

一方、保育所では昨年 10 月には本町で初めて待機児童が発生したなか、0 歳児から 2 歳児までの保育ニーズが特に高く、これらの年齢を対象とした待機児童対策は三木町の子育て施策の推進には喫緊の課題となっており、潜在的な待機児童を含めると、待機児童解消に向けた対応を先送りすることなく求められている状況である。

この全国的な背景により、国でも子ども・子育て支援関連法を制定し、そのなかで「質の高い幼児期の学校教育・保育」の総合的な提供（幼保一元化）として、幼稚園と保育所の機能を併せ持つ「認定こども園」の考え方が示され、全国的に認定こども園への再編整備が積極的に行われているところでもあり、県下でも同様な状況が見られる。

認定こども園とは、幼稚園と保育所のそれぞれの長所を活かしながら、その両方の役割を果たすことができる施設として就学前の教育・保育を一体として捉え、一貫して提供する就学施設であり、特徴は、保護者の就労・未就労に関わらず利用できる点、また仮に保護者の就労状況が変化した場合でも、通い慣れた園を継

続して利用できる点、更には子育て相談や親子の集いの場といった地域の子育て支援を担う機能も併せもつ施設である。

本委員会では、この認定こども園について議論を深め、喫緊の課題である待機児童対策には、既存施設を認定こども園へ移行する手法が最も現実的な手法として有効であるとともに、将来を見据えた幼児教育・保育環境の充実に向け、その取り組みの結果を慎重に分析しつつ引き続き検討を重ねていく必要があると考える。

第3回目の委員会では、この既存施設の利用について2つの手法が提案された。

一つ目は、受入れ児童の減少が進み、今後も園児数の増加が困難と見込まれる白山幼稚園及び田中幼稚園の施設内余裕部分に着目し、幼稚園を「幼保連携型認定こども園」へ移行し、新たに0歳から2歳までの3号認定の児童の受け皿を加え、施設規模を有効に活用する手法。

二つ目は、白山幼稚園と下高岡保育所の両施設間の距離が約600メートルと隣接している点や既にお互いに交流活動がある点に着目し、分園式の「幼保連携型認定こども園」へ再編し、3号認定の児童の受け皿の拡充と同時に両施設間での効率的な職員配置を可能とするなど、それぞれの施設が持つ課題を一体的に解決するための手法が提案された。

検討の結果、待機児童対策としてはいずれも有効であるが、幼稚園を認定こども園へ移行する一つ目の手法では、新たに受入の対象となる2号・3号認定の児童に対する食事提供に関し、自園調理のための調理室を幼稚園施設内に新たに設置する必要性が発生するなど、施設の改修など一定の経費を要するのに対し、保育所施設を活用する二つ目の手法では、設置が義務付けられている保育所内の既

設調理室の活用や既に配置されている調理員など、移行にあたり、必要とされる経費や職員の配置などを総合的に考慮し、白山幼稚園と下高岡保育所を一体的に再編する手法が中期的な視点では望ましいとの結論に至った。

なお、認定こども園への再編にあたっては、以下の事項に十分留意しながら進めることを求めるものである。

- ①認定こども園教育・保育要領に基づくカリキュラム等の作成にあたっては、幼稚園教諭、保育士といった現場職員を含め十分な議論を行うこと。
- ②認定こども園への移行は、これまでの長い歴史を持った就学前の子どもの形態を変えることとなるため、より効果的な手法により、保護者等からの意見を聴取できる機会を設けるべきであり、また、施設の利用形態の変化に伴う送迎時の交通事情など、地域住民に対しても十分な合意形成が図られるよう周知に努めること。
- ③これまで培われた公立施設における教育・保育の成果を生かし、また、伝統を継承しつつも、より質の高い教育・保育を全ての子どもに提供できるよう職員の資質向上や体制整備を図ること。さらに、特別な支援を必要とする子どもたちや配慮を必要とする子どもたちへの支援については、適切な環境のもと、積極的かつ継続的に取り組むこと。
- ④今後も多様化することが予想される保護者のニーズを的確に把握し、真に必要とされる保育サービス等の提供に努めるとともに、さらなる子育て支援の充実に取り組むこと。また、施設を統合し認定こども園へ移行することによる効果を生かし、職員配置等にも留意しながら待機児童の解消に努めること。
- ⑤これまで、三木町では、公立施設と私立施設が互いの良さを理解し、切磋琢磨しながら高め合って子どもの教育・保育を担ってきたという歴史がある。公立施

設の認定こども園への移行にあたっては、引き続き、公立・私立施設の適切な役割分担の下で、それぞれの施設の特色を最大限生かすとともに、それぞれが個性を大切にし、共により良い教育・保育が提供できる体制となるよう地域の実情やバランスを考慮しながら再編を進めること。

⑥認定こども園へ移行した後は、幼稚園教諭と保育所保育士が同一の施設において教育・保育を担うこととなる。現在の職員の多くは、幼稚園教諭と保育士双方の資格免許を有しており、互いの保育観を理解できる環境にある。したがって、これら職員の有する知識と経験を生かし、認定こども園への移行を円滑に進めることができるよう幼保合同研修会などを新たに取り組むなど、職員の相互の共通理解を図ることができるよう配慮すること。

3 まとめ

公立幼稚園と公立保育所を再編するにあたっては、町の厳しい財政状況のなか、将来を見据えた自治体経営の視点と保護者ニーズの変化、更には私立幼稚園・保育所との調和のとれた進め方が必要である。

一方、早期の対策が必要な待機児童対策では、既存ストックの効率的な活用にも本委員会では着目し、就学前児童を取り巻く三木町の現状と課題について現地視察を含め現在まで4回の委員会を開催し、一旦取りまとめを行うことが必要と考え今回の中間答申の提出に至ったものである。

今後は、この中期的な取り組みに対する意見、児童やその保護者を取り巻く背景について継続的に検証を重ねつつ、長期的な視点では、白山幼稚園と同様に児童数の減少が進む田中幼稚園の施設形態のあり方、小学校区外の児童が半数以上通う神山保育所の保護者ニーズとの整合性にも着目しながら更に議論を進めていく必要があると考える。

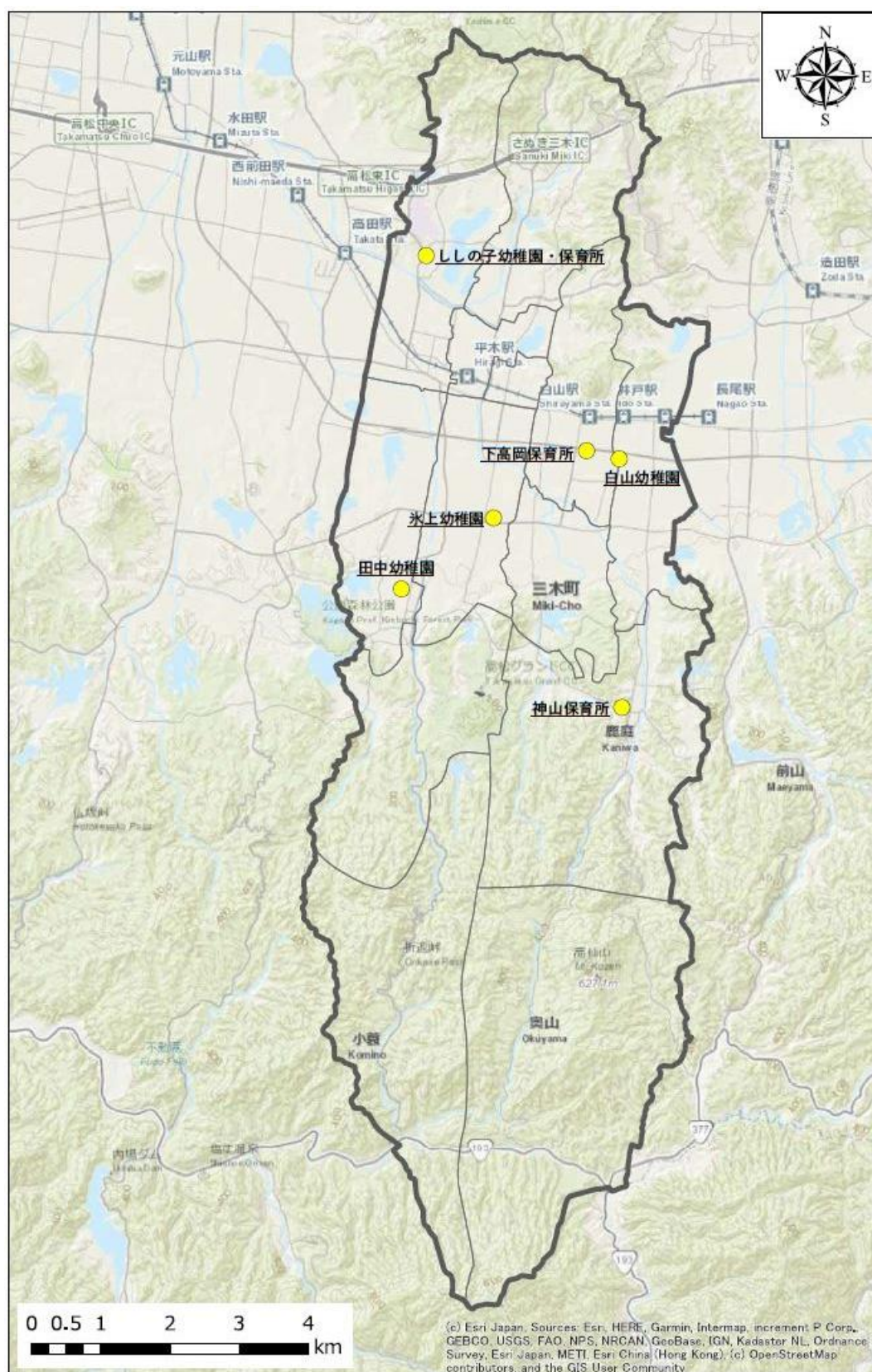
今回、新型コロナウイルス感染拡大により、世界各地で様々な経済的活動の自粛などによる事態の収束に向けた取り組みが行われているなか、日本では 4 月 16 日には全ての都道府県に対して緊急事態宣言が発令され、5 月 25 日の解除までの期間、経済的活動の自粛や学校の臨時休業が実施されたなか、原則開設とされた幼稚園・保育所の利用自粛協力に伴う児童のストレスや保護者負担の増大など、このような緊急事態時における児童の教育・保育について改めて考えなければならぬ新たな課題も見えてきた。

このような経験を踏まえ、改めて公共が果たす役割、連携施設としての私立との関係性にも柔軟性を持たせるなど、三木町がこれまで培ってきた長所を生かしつつ、将来を担う子どもたちにとって、就学前の期間がより良い教育・保育の環境の充実に向けての一助となるよう期待するものである。

(5) 公立幼稚園・保育所の施設状況(平成31年4月1日現在)

No.	施設名	定員 (人)	建物				敷地面積 (㎡)	備考
			設備	面積	構造	建築年		
1	ししの子幼稚園	160	保育室 6 遊戯室 1 外	1,862.47	木造	平成30年	11,896.01	
2	田中幼稚園	80	保育室 3 遊戯室 1 外	736.00	鉄筋コンクリート	昭和63年	2,423.00	
3	白山幼稚園	80	保育室 3 遊戯室 1 外	730.00	鉄筋コンクリート	平成元年	2,965.00	
4	氷上幼稚園	80	保育室 3 遊戯室 1 外	782.00	鉄筋コンクリート	昭和56年	2,190.00	
1	神山保育所	60	保育室 3 外	302.75	鉄筋コンクリート	平成5年	2,084.55	
2	神山保育所 (旧幼稚園)		保育室 2 遊戯室 1 外	336.00	鉄筋コンクリート	平成2年		遊戯室は保育室 として使用
3	下高岡保育所	60	保育室 3 遊戯室 1 外	392.00	鉄筋コンクリート	平成7年	1,348.00	遊戯室は保育室 として使用
4	ししの子保育所	19	保育室 3 外	813.70	木造	平成30年	11,896.01	ししの子幼稚園 と同一建物・同 一敷地

(6) 公立幼稚園・保育所位置図



(7) 認定こども園4タイプの比較

	幼保連携型 認定こども園 	幼稚園型 認定こども園 	保育所型 認定こども園 	地方裁量型 認定こども園 
法的性格	学校かつ 児童福祉施設	学校 (幼稚園+保育所機能)	児童福祉施設 (保育所+幼稚園機能)	幼稚園機能+保育所機能
設置主体	国、自治体、学校法人、 社会福祉法人 ^{*1}	国、自治体、学校法人	制限なし	
職員の要件	保育教諭 ^{*2} (幼稚園教諭+保育士資格)	満3歳以上→ 両免許・資格の併有が望ましいが いずれかでも可 満3歳未満→ 保育士資格が必要	満3歳以上→ 両免許・資格の併有が望ましいが いずれかでも可 ※ただし、教育相当時間以外の保育に従事する場合は、保育士資格が必要 満3歳未満→ 保育士資格が必要	満3歳以上→ 両免許・資格の併有が望ましいが いずれかでも可 満3歳未満→ 保育士資格が必要
給食の提供	2・3号子どもに対する食事の 提供義務 自園調理が原則・調理室の設置 義務(満3歳以上は、外部 搬入可)	2・3号子どもに対する食事の 提供義務 自園調理が原則・調理室の設置 義務(満3歳以上は、外部 搬入可) ※ただし、参酌基準のため、各都道府県の 条例等により、異なる場合がある。	2・3号子どもに対する食事の 提供義務 自園調理が原則・調理室の設置 義務(満3歳以上は、外部 搬入可)	2・3号子どもに対する食事の 提供義務 自園調理が原則・調理室の設置 義務(満3歳以上は、外部 搬入可) ※ただし、参酌基準のため、各都道府県の 条例等により、異なる場合がある。
開園日・開園時間	11時間開園、土曜日の開園が 原則(弾力運用可)	地域の実情に応じて設定	11時間開園、土曜日の開園が 原則(弾力運用可)	地域の実情に応じて設定

^{*1} 学校教育法附則6条の設置者(宗教法人立、個人立等)も、一定の要件の下、設置主体になることができる経過措置を設けています。

^{*2} 幼稚園教諭免許又は保育士資格のどちらか一方しか有していない者は、新制度施行後5年間に限り、保育教諭となることができます。

※内閣府「子ども・子育て支援新制度ハンドブック」から抜粋

(8) 幼稚園・保育所・認定こども園の基準比較（職員配置・施設設備等）

幼稚園	保育所
【職員配置基準】 〔必要な職員の種類〕 (ア) 必置職員 ○園長 ○教諭 ○学校医 ○学校歯科医 ○学校薬剤師 (イ) 例外的に置かないことができる職員 ○教頭 【職員配置数】 1学級あたり専任教諭1人 (1学級の幼児数は、35人以下が原則) ※三木町立幼稚園要綱 第6条（定員） <u>3歳児学級定員数 20人</u> <u>4、5歳児学級定員数 30人</u>	【職員配置基準】 〔必要な職員の種類〕 (ア) 必置職員 ○保育士 ○嘱託医 (イ) 例外的に置かないことができる職員 ○調理員 【職員配置数】 <u>0歳児 児童3人につき1人</u> <u>1、2歳児 児童6人につき1人</u> <u>3歳児 児童20人につき1人</u> <u>4、5歳児 児童30人につき1人</u>
【施設基準】 〔備えなければならない施設〕 ○保育室・遊戯室（兼用可） ○職員室・保健室（兼用可） ○便所 ○飲料水用設備 ○手洗用設備、足洗用設備 ○運動場（原則、同一敷地内又は隣接地） 【面積基準】 ○園舎 1学級 180㎡ 2学級 320㎡ 3学級以上 1学級につき100㎡ ○保育室（遊戯室） 基準なし ○運動場 1学級 330㎡ 2学級 360㎡ 3学級 400㎡ 4学級以上 1学級につき80㎡	【施設基準】 〔備えなければならない施設〕 ○保育室又は遊戯室（2歳以上） ○乳児室又はほふく室（2歳未満） ○医務室 ○便所 ○調理室 ○屋外遊戯場（近所の公園等で代替可） 【面積基準】 ○保育室（遊戯室） 幼児1人につき1.98㎡ ○ほふく室 乳児1人につき3.3㎡ ○乳児室 乳児1人につき1.65㎡ ○屋外遊戯場 幼児1人につき3.3㎡
認定こども園	
【学級編成・職員配置基準】 ○満3歳以上の子どもの教育時間は学級を編成し、専任の保育教諭を1名配置 ○配置基準 0歳児 児童3人につき1人、1、2歳児 児童6人につき1人、 3歳児 児童20人につき1人、4、5歳児 児童30人につき1人 【園長等の資格】 ○原則として幼稚園教諭免許状と保育士資格を有し、5年以上の経験者（同等の資質を有する者でも可） 【園舎・保育室等の面積】 ○満3歳以上の園舎面積は、幼稚園基準（3学級420㎡、1学級につき100㎡増） ○居室・教室面積は、保育所基準（1.98㎡/人、乳児室は1.65㎡/人、ほふく室は3.3㎡/人） 【園庭（屋外遊戯場、運動場）の設置】 ○園庭は同一敷地内又は隣接地に必置とし、面積は①と②の合計 ①満2歳の子どものために保育所基準（3.3㎡/人） ②満3歳以上の子どもに係る幼稚園基準（3学級400㎡、1学級につき80㎡増）と保育所基準の いずれか大きい方	